秋田県中核人材育成支援事業費補助金

対象従業員一覧

【支援対象者の要件】

大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業者で、原則入社後５年以内（平成31年４月１日以降に入社した者）の３５歳未満の者（令和６年４月１日時点）のことを指し、主要な勤務地を秋田県内に定めて雇用され、かつ県内事業所等で就労していること（研修等のための本社への出向等は除く）。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 対象従業員の氏名 | 生年月日 | 大学等  卒業年月日  （※） | 入社年月日 |
| 1 | 秋田　花子 | 平成10年2月21日 | 令和2年3月31日卒 | 令和2年4月1日 |
| 2 |  | 年　月　日 | 年　月　日卒 | 年　月　日 |
| 3 |  | 年　月　日 | 年　月　日卒 | 年　月　日 |
| 4 |  | 年　月　日 | 年　月　日卒 | 年　月　日 |
| 5 |  | 年　月　日 | 年　月　日卒 | 年　月　日 |

※　大学等卒業年月日には、大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業年月日を記入。

※　大学卒業者等に該当することが分かる書類（卒業証明書写し、履歴書の写し等）を添付すること。

※　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１０７条の規定による労働者名簿など対象従業員の在職を確認できる書類の写しを添付すること。